

## 発電所前面海域の放射線モニタリング実施に向けたマルチコプターの飛行試験の開始について

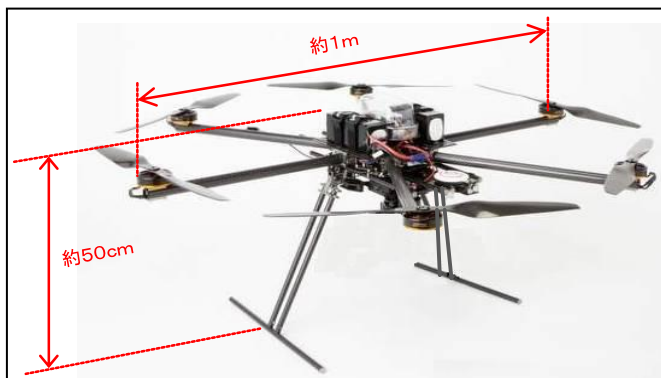
2015年2月23日

原子力規制委員会の新規制基準では、原子力発電所において万が一重大事故が発生し、発電所から放射性物質の放出が起きた場合に、発電所および周辺海域を含む発電所周辺に放出される放射性物質の濃度や放射線量を監視、測定、記録するための設備(以下、「放射線モニタリング設備」という。)を設けることが要求されています。

当社は、必要な放射線モニタリング設備のうち、発電所前面海域用の放射線モニタリング設備として、マルチコプター※を導入することを計画しており、その導入に向けた検討を進めています。その検討の一環として、明日(2月24日)以降、準備が整い次第、発電所前面海域においてマルチコプターの飛行試験をおこなうため、お知らせします。

このマルチコプターは、GPSと高度計を内蔵しているため、あらかじめ、飛行経路や時間を設定することにより、陸地から自動飛行することができます。発電所前面海域での放射線モニタリングにおいては、試料採取用の機器や放射線測定器を取り付けたマルチコプターを発電所前面海域の測定点まで飛行移動させ、海面上や海水中の試料採取や、放射線測定をおこなう計画です。

今後、今回の試験結果を踏まえた仕様の検討などをおこない、マルチコプターの導入を進めていくとともに、2016年9月頃の運用開始を目標に、運用方法の検討や操作訓練などをおこなっていきます。



マルチコプターの外観(例)



マルチコプターによる海域の空間放射線モニタリングのイメージ

※ マルチコプターとは、複数の回転翼を搭載した無人ヘリコプターのことです。

以上